**一般社団法人日本造血・免疫細胞療法学会**

**2025年度 認定HCTC資格更新申請手続き説明書**

一般社団法人日本造血・免疫細胞療法学会 認定造血細胞移植コーディネーター（以下、「認定HCTC」と略す）の資格更新を申請される方は、以下の通り、申請書類の提出をお願いします。

１．〔様式 1〕認定 HCTC資格更新申請書に必要事項を記入してください。申請書内の赤字で記載されている注意事項をよくお読みください。【認定 HCTC として実務経験】と【認定 HCTC 資格取得以後のコーディネート件数】については、以下の「HCTC の実務経験に関する注意事項」をよくお読みいただき、正しくカウントしてご報告ください。活動状況によっては、実務経験やコーディネート件数が認められない場合もあります。

**－HCTCの実務経験に関する注意事項－**

所属施設以外でのHCTCの経験については、その期間の長さに関わらず、HCTCの実務経験としては認めておりませんのでご注意ください。

**１．実務経験について**

■コーディネートとは、所属施設外にも及ぶ個人、グループ、組織を対象とした幅広い移植前後に至る調整プロセスで、病棟や外来で行われている通常の看護や診療とは異なります。病棟や外来の看護師、患者やドナーの担当医、日本骨髄バンクの調整医師などによる患者やドナーの支援はHCTCとしての経験に含みませんので、ご注意ください。なお、通常の診療に従事せずHCTC業務を専従職として行っている場合を除き、医師の申請は原則として認めません。

**【HCTCの具体的な業務内容】**

「HCTC標準業務リスト」　<https://www.jstct.or.jp/uploads/files/hctc/list_hctc.pdf>　でご確認ください。

リスト内の業務はHCTCの網羅的な業務の一覧で、すべての業務を実践している必要はありません。

ただし、認定HCTCの必須項目については、原則としてHCTCが実践している必要があります。

**＜患者コーディネート＞**

・意思決定支援、移植準備の支援、精神的・社会的支援

　　　・家族の支援、院内関連部門・院外機関との連携など

**＜ドナーコーディネート＞**

・血縁ドナーコーディネート：意思決定支援、採取準備から採取後までの支援

　 　　　　 　ドナー家族の支援、院内関連部門・院外機関との連携など

・骨髄バンクドナーコーディネート：採取前健診から採取後健診までに対する支援

院内関連部門・院外機関との連絡調整、骨髄バンクコーディネー

ターとの連携など

HP資料「骨髄バンクコーディネーターと造血細胞移植コーディネーターの役割」をご参照ください。

<https://www.jstct.or.jp/uploads/files/hctc/role_jpdbco-hctc.pdf>

**２．コーディネート件数について**

■同種造血幹細胞移植の患者・ドナー事例に限ります。

■1事例1申請者とし、複数のHCTCからの重複報告は認めておりません。同一事例に複数のHCTCが介入した場合は、申請者間で相談の上、最も多く関わったHCTCが担当した事例として報告してください。

■認定研修指導者は、認定研修において自らの指導・監督下に研修者が介入した事例について、研修指導者自身の経験事例として認定研修生と同一の事例を重複して申告できます。

■申請受付開始日（2026年2月1日）での時点で移植予定や採取予定（未来日）の事例は申告できません。

**＜患者件数＞**

* 移植適応と判断された段階から介入し、意思決定支援や移植準備の支援(ドナーの準備や患者ニーズへの資源調整など)を行い、移植が実施されるまでの全過程を継続的に支援した場合を、全過程介入とみなします。
* 移植目的で他施設から紹介されてきた事例の場合は、紹介を受けた時点から、上記と同様の十分な支援を行っていれば全過程の実務経験となりますので報告書[様式3]は不要です。
* 移植に至らなかった、また、移植適応判断後の介入など全過程への介入が行われなかった事例の場合、十分な相談、支援が行われていれば、経験事例として認められます。全過程への介入が行われなかった事例のうち担当リストに記入した事例については、その具体的な支援内容について必ず報告書[様式3]に記入して提出してください。

**＜血縁ドナー件数＞**

* HLA検査前の提供に関する医学的説明と意思確認の段階から、採取前健康診断、採取の準備、幹細胞採取、採取後健康診断（他施設での実施も含む）に至るまでの全過程を継続的に支援した場合を、全過程介入とみなします。
* 採取に至った血縁ドナーについては、原則として血縁造血幹細胞ドナー登録センター/日本造血細胞移植データセンターにドナー登録が行われている事例(RS番号を取得している事例)のみを申告可能な事例としています。なお、採取のための入院時から介入した事例は申告できません。
* 以下の①～③の場合など全過程への介入が行われなかった事例の場合、十分な相談、支援が行われていれば、経験事例として申告可能ですが、全過程の実務経験例とは認められません。

1. 他施設ですでにHLA検査が実施されているなどの理由でHLA検査の時点から介入していない（ただし、施設内にHLA検査の段階から、HCTCが介入する体制が構築されていることが条件です。）
2. HLAが適合しなかった
3. 採取に至らなかった

* 全過程への介入が行われなかった事例のうち担当リストに記入した事例については、その具体的な支援内容について必ず報告書[様式5」に記入して提出してください。

**＜非血縁ドナー件数＞**

* 採取前健康診断から介入し、採取の準備、幹細胞採取、採取後健康診断（他施設での実施も含む）に至るまでの全過程を継続的に支援した場合を、全過程介入とみなして1件とカウントすることができます。

２．〔様式 2〕担当患者リスト、〔様式 4〕担当ドナーリストに、認定 HCTC 資格取得以降にHCTCとして経験された患者 15 件、ドナー15 件（内、血縁ドナー5 件以上）を記入してください。患者、血縁ドナーとも、できるだけ全過程に介入している事例を記入してください。

件数のカウントについては、「HCTC の実務経験に関する注意事項」内にある「２．コーディネート件数について」をよくお読みください。

リスト内のドナーIDは 、必要に応じて事例の問い合わせを行う場合に使用させていただきます。

３．〔様式 3〕担当患者支援報告書は、〔様式 2〕のリスト内、移植に至らなかった、また、移植適応判断後の介入であったなどの場合に、その具体的な支援内容について報告してください。

また、〔様式 5〕担当ドナー支援報告書は、〔様式 4〕のリストのうち、血縁ドナーにおいて以下の①～③の場合にその具体的な支援内容について報告してください。

1. 他施設ですでにHLA検査が実施されているなどの理由でHLA検査の時点から介入していない

（ただし、施設内にHLA検査~~前~~の段階から、HCTCが介入する体制が構築されていることが条件です。）

1. HLAが適合しなかった
2. 採取に至らなかった

「HCTC の実務経験に関する注意事項」内にある「２．コーディネート件数について」に記載しているように、途中からの介入や、移植や提供に至らなかったケースなど全過程に介入できなかった事例のうち担当リストに記入した事例については、 [様式3][様式５]の支援報告書の作成がない場合、経験事例として認められず、申請の要件を満たしていないものと判断されます。

４．〔様式 6〕認定 HCTC 資格更新申請証明書に所属施設の移植責任医師および施設長の署名、捺印をお願いいたします。認定 HCTCの実績が複数施設に渡る場合は、前所属施設の〔様式 6〕認定 HCTC 資格更新申請証明書による実務証明も必要となります。

５．〔様式7〕日本造血・免疫細胞療法学会学術総会およびHCTC認定更新セミナー参加証明書に、認定HCTC 資格取得後に参加された学術総会・HCTC認定更新セミナー（HCTCブラッシュアップ研修会）を記入のうえ、それぞれの参加証・受講証の所属・氏名が記載されている部分の写しを添付してご提出してください。

・学術総会への参加証が手元に残っていない場合、参加証明記録として、筆頭演者や座長を務めた記録（抄録の写しなど）、施設の出張命令書、出張申請書、旅費精算書などの写しでも可能です。

・HCTCブラッシュアップ研修会・HCTC認定更新セミナーの受講証を紛失した場合には、参加証明記録を発行しますので、学会事務局までお問い合わせください。

なお、申請時点で、学術総会、認定更新セミナーへの参加歴が要件を満たさず、本年の学術総会、認定更新セミナーへの参加によって更新の申請を予定している方は、その旨を学会事務局まで事前に連絡のうえ、すでに参加した1回分の参加証・受講証（参加証明記録）を添付してご提出してください。

６．〔様式 8〕認定更新審査料払込受領証明書に、払込受領証もしくは明細書の写しを貼付してください。

７．認定造血細胞移植コーディネーター認定証の写しを提出してください。

８．個人情報について

１）提出された申請書や報告書は審査のためだけに使用され､HCTC認定審査委員以外の目に触れることはありません。また、認定審査委員は審査に際して得た情報に対して､守秘義務を課せられています。

２）[様式3][様式5]の支援報告書では、申請者が対象となる患者､ドナーについてどのようにアセスメントし､対応したかを理解できるような記載となっているかを審査いたします。

一方、事例対象者の特定に繋がりうる情報は記載しないように十分な配慮を行ってください。もし記載方法・記載内容に関して疑問点や問題点があれば申請前に学会事務局までご相談ください。

①記載してはならない情報：対象者の氏名、施設内のID 番号、検査番号等、イニシャル、呼び名等

②例外の状況を除き、原則として記載してはならない情報：

A. 住所

●例外の状況：患者とドナーの居住地域の地理的関係が重要であり､単に「遠方」「海外」といった

記載では申請者のアセスメントや対応の理解が困難であると考えられる場合

●例外の場合の記載方法：国名、地域名称（東北､関東など）とし、必要な場合であっても都道府

県名までの記載にとどめる

B. 既に他院などで診断治療を受けている場合、その施設の名称、所在地

●例外の状況：搬送元、紹介元の情報が不可欠な場合

●例外の場合の記載方法：必要不可欠と考えられる範囲内で施設名を特定して記載可能

③日付の記載は、臨床経過を知る上で必要となる場合が多いので、個人の特定の可能性に至らない場合は、原則年月までを記載しても構いません。生年月日の記載は避けることが勧められますが、やむを得ず必要な場合には、同様に年月まで（XX年Y月）として記載するようにしてください。

④提供年月日､日本造血細胞移植データセンタードナー登録番号、日本骨髄バンクドナーID：

実際に採取が行われた例であることを確認するために必要な情報となります。なお、ドナー登録番号・骨髄バンクドナーIDは日本造血細胞移植データセンター・骨髄バンクで厳重に管理されており、認定審査委員がこれらの情報から個人を特定することはできません。

以上、チェックリストを使用し、申請書類をすべて揃えて書留やレターパックなど追跡可能な方法でご郵送ください。申請前に、誤字脱字や記載漏れなど書類不備がないかを必ず確認してくださいますようくれぐれもお願いいたします。

なお、書類審査にて明らかに資格更新要件を満たさないと判断された場合や、記載書類に不正があると認められた場合には、その時点で申請を却下し、以後の審査を行いませんので、ご注意ください。（HCTC認定制度細則第1章第2条3項）

【申請先】

〒451-0042 名古屋市西区那古野二丁目２３－２１－７ｄ号

一般社団法人日本造血・免疫細胞療法学会事務局 認定 HCTC 資格更新申請受付係

【申請期間】

2026年 2 月 1 日（日）〜2025 年 3 月 31 日（火） 必着

＊ 期間を過ぎますと申請を受理できませんので、日程に余裕をもって提出してください。

【問い合わせ先】

書類に関してご不明な点は、下記へ御連絡ください。

一般社団法人日本造血・免疫細胞療法学会事務局

Tel：052-766-7127 Fax：052-766-7137 E-Mail： [jstct\_office@jstct.or.jp](mailto:jstct_office@jstct.or.jp)